平成２４年（フ）第１４号
京都府舞鶴市字引土238番地２―102号
債務者　大江　洋一
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第８９号
釧路市美原５丁目６番1534号　M33
債務者　向岩　厚子（旧姓後藤・坂下）
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２００号
栃木県矢板市鹿島町14番46号　青木コーポⅠ―８号、前住所栃木県矢板市安沢2804番地20
債務者　澁谷　　浩
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２１５号
栃木県宇都宮市平松本町911番地３
債務者　被保佐人　渡辺　令子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２３６号
栃木県宇都宮市西川田南１丁目18番25号、前住所栃木県下都賀郡壬生町大字安塚891番地15　三原方
債務者　高木　雅仁
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２３７号
栃木県日光市森友410番地15
債務者　竹尾　安弘
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２４４号
栃木県宇都宮市双葉１丁目12番11号
債務者　阿久津律子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２４５号
栃木県宇都宮市西川田町975番地11、前住所栃木県宇都宮市江曽島３丁目751番地６　オリジン雷電山ハイツＡ205
債務者　星　　祥子（旧姓村元）
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続終結

平成２３年（フ）第２０３０号
札幌市東区伏古７条４丁目５番９号
破産者　株式会社アシスト
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４９９号
岡山県和気郡和気町丸山210番地
破産者　すみだ洋ラン株式会社
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５５号
山形県鶴岡市茅原字西茅原123番の５
破産者　株式会社ワコウ工業
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第４０８号
東京都青梅市今寺３丁目466番地の２エメラルドガーデン202
破産者　椎名　一枝
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１８４号
東京都小金井市中町３丁目15番28―105号第１小金井グリーンハイム
破産者　畠山　　茂
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６３２号
東京都狛江市東野川３丁目17番３―1102号
破産者　秋吉　國重
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６７９号
東京都町田市小山町4351番地４
破産者　今村　辰巳
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９００号
神奈川県愛甲郡愛川町半原143番地
破産者　株式会社ナカツファッション企画
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４８３号
神奈川県伊勢原市伊勢原４丁目８番２号
破産者　有限会社うだがわ企画
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部